〇 主文

ー 原告の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

〇 事実

第一 当事者の求めた裁判

ー 請求の趣旨

1 被告が原告を名宛人とする昭和五五年七月七日付の「源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」と題する書面(なお、原告を名宛人とする同五六年二月一四日付の「源泉所得税の加算税賦課決定等通知書(訂正用)」と題する書面によつて訂正された結果を参照のこと。)によつて原告に対してした、本判決書末尾添付にかかる別表(支給額明細及び源泉所得税等明細表)の源泉所得税欄及び不納付加算税欄にそれぞれ記載された同五〇年六月分から同五五年三月分までの源泉所得税(本税)合計三九七万八七二九円の納税告知処分及び右源泉所得税の不納付加算税合計三九万五二〇〇円の賦課決定処分をいずれも取り消す。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

二請求の趣旨に対する答弁

主文同旨

第二 当事者の主張

一 請求原因

1 原告は、昭和四年一二月一八日、で原告が雇用していた訴外Aの意思表示を同人を懲戒解雇する旨の意思表示をしていた所雇用していた所雇用していた所雇用していた所雇用していた所雇用していた所雇用していた所雇用していた所雇用していた所雇用していた所雇用していた所雇用していた所雇用していた所雇用していた所雇用していた所雇用していた所雇用していき事情を目の意思を争れていた。原告して、「日本の意見を争れて、「日本の意見を争れて、「日本の意見を申请した。」「日本のの方式をの方式をの方式をの方式をは、「日本のの方式をでは、「日本の方式をの方式をの方式を、「日本の方式を、「「日本の方式を、「日本の方式を、「日本の方式を、「日本の方式を、「日本の方式を、「「日本の方式を、「「「「

3 ところが、被告は、原告が右各仮処分裁判に従つて右Aに対して支払つた本件 仮払金が所得税法二八条一項所定の「給与等」にあたる旨の見解に固執し、該見解 に立脚して、右仮払金を支払つた原告には本件仮払金額から所定の給与所得控除額 等を控除した残額に対応する法定の所得税額を源泉徴収してこれを国に納付すべき 所得税法一八三条一項所定の義務があるのに、原告が該義務を怠つたとして、昭和

原告は、本件仮払金は、右Aにとつて明らかに所得税法二八条一項所定の給与等に該当するものではなく、したがつて、原告が右金員をAに対して支払うにあたつて同法一八三条一項に基づく所得税の源泉徴収義務を負担すべきいわれは毫もないものと確信していたため、本件処分を不服として、被告に対し、昭和五五年八月一日、右処分について異議を申し立てたが、被告は、同年一一月七日、本件仮払金七右Aにとつて所得税法二八条一項所定の給与等にあたることは明らかである、とし右Aにとつて所得税法二八条一項所定の給与等にあたることは明らかである、とし右Aにとつて所得税法二八条一項所定の給与等にあたることは明らかである、として右異議申立てを棄却する旨の決定をした。しかし、原告は、右異議申立てを棄却する旨の決定に不服があつたので、更に同年一二月四日、名古屋国税不服審判長に対して審査請求の申立てをしたが、同所長は、同五六年五月一四日、前記異議申立文棄却決定に示された理由と全く同旨の理由をもつて右審査請求を棄却する旨の裁決をした。

4 しかしながら、そもそも賃金仮払いを命ずる仮処分申請事件の判決又は決定に従って当該仮処分申請事件の被申請人が申請人に対して一定の金員を仮に支払う場合においては、被申請人は、もつぱら右仮処分申請事件の判決又は決定に基づいて表払うにすぎないのであつて、右仮払金が申請人と被申請人との間の労働契約に依拠して支払われる賃金としての性格を有するものでないことは明らかである。その支払いを受ける者にとつて右仮払金はもとより所得税法二八条一項所の給与等にあたるものではなく、したがつて、該金員の受領に基因するその者の所の給与等にあたるものではなく、したがつて、該金員の受領に基因するその者の所の給与等にあたるものではなく、したがつて、該金員の受領に基因するというべきである。とは余りにも明らかというべきである。

5 以上の次第であるから、原告が前記Aに対して支払つた本件仮払金を目してこれが所得税法二八条一項所定の給与等にあたる旨の謬論に立脚し、原告には右仮払金から法定の所得税を源泉徴収すべき同法一八三条一項所定の義務があるとの見解に従つて行われた本件処分は、もとより違法であつて、いずれもとうてい取消しを免れないものである。

ニ 請求原因に対する被告の答弁

I 請求原因1ないし3の各事実はいずれもこれを認める。

2 同4及び5において原告の主張するところは、すべてその主張自体失当である。

被告の主張

1 使用者による解雇の意思表示の効力を争う被用者が、使用者を被申請人として、被用者たるの仮の地位の保全と解雇後の賃金等の仮払いを求める仮処分を申請し、されに対し、裁判所が該申請を認容する旨の判決又は決定をした場合、右仮処分判決又は同決定の効力によつて暫定的に対しなである。したがのとせられる両当事者間の雇傭関係に基づいて申請人が一であるから、これが所得税法二八条一項所定の給与等にあたることは明らかというである。したがつて、被申請人が、前記のごとき仮処分判決又は同決定に基づいるから、これがつて、被申請人が、前記のごとき仮処分判決又は同決定に基づいたある。したがつて、被申請人が、前記のごとき仮処分判決又は同決定に基づいたのある。したがつて、被申請人が、前記のごとき仮処分判決又は同決定に基づいたの給与所得控除額等を控除した残額に対応する法定の所得税額を源泉徴収して

これを国に納付すべき所得税法上の義務を免れるものでないこともまた多言を要しないところである。

2 そして、被告は、原告から前記Aに支払われた本件仮払金が所得税法二八条一項所定の給与等にあたる旨の上記見解に立脚して、その支払者である原告には、当然各仮払金額から所定の給与所得控除額等を控除した残額に対応する法定の所得税を源泉徴収してこれを国に納付すべき義務があるのに、原告がこれを怠つたとして、所定の法定納期限が経過した昭和五〇年六月分から同五五年三月分までの本件各仮払金について、本判決書末尾添付にかかる別表記載のとおり、原告が各支給年月日欄記載の日にそれぞれ右Aに対して支払つた各仮払金額(同表の給与総額欄記載の金額)から所定の給与所得控除額等(同表の失業保険欄及び厚生年金欄記載の金額)から所定の給与所得控除額等(同表の失業保険欄及び厚生年金欄記載の金額)から所定の給与所得控除額等(同表の失業保険欄及び厚生年金欄記載の金額)から所定の給与所得控除額等(同表の失業保険欄及び厚生年金欄記載の金額)から所定の給与所得控除額等(同表の共業保険欄及び厚生年金欄記載の金額)が同表の合意を控除したものにある。

したがつて、被告の本件処分にはなんらの違法の点もなく、これが取り消されるべきいわれのないことはきわめて明らかである。

O 理由

一 請求原因 1 ないし3 の各事実は、すべて当事者間に争いのないところである。 二 そこで、すすんで、以下、右の争いのない諸事実関係を前提として、原告がそ の請求原因 4 及び 5 において主張する法律的見解がはたして首肯するに足りるもの であるか否かの点について検討を加えることとする。

きである。 そうすると、右被用者すなわち申請人が前示のごとき仮処分裁判に基づいて使用者 すなわち被申請人から受け取る当該仮払金員は、少なくとも該金員受領の時点にお いては、まさに前記所得税法二八条一項所定の給与等に該当する金員以外のなにも のでもないものと断定するのほかはない。

るものとして取り扱われ、かつ、被申請人から右仮処分裁判によつて認められた賃 金の仮払いを受けることのできる法律上の地位を保障されるに至つたものというべ

以上説示のとおりであるから、右説示と異なり前記のごとき仮払金員が所得税法二八条一項所定の給与等に該当しない旨の法律的見解をあれこれ主張し、からの全面に該当しない旨の法性を指摘する原告の請求原因4及び5のをは、すべて独自の見解であつて、当裁判所のとうてい左担できないところである。されば、本件処分の対象期間、すなわち昭和五〇年六月から同五五年三月を記し、原告指摘の各仮処分裁判に基づいて前記Aに対しその指摘のごとき各版払金の支払いに際して、すべからく所得額を表した残額に対応する所得税額を源泉徴収してこれを所定期日までに国に、原告の目税法上の義務を免れ得なかつたものというのほかはない(しかるに、原告の自認するところである。)。

しかして、本件処分の前記対象期間内における原告の右Aに対する各仮払いにかかる金員の額と原告が右各仮払金の支払いに際して徴収又は控除した失業保険料及び

厚生年金掛金の額とがいずれも本判決書末尾添付にかかる別表(支給額明細及び源 泉所得税等明細表)の各該当欄記載のとおりであることもまた前示のごとく当事者 間に争いのないところであるから、これらの事実関係を前提として、本件処分対象 期間内における(源泉徴収すべき)所得税額とこれに対する不納付加算税額とを関 係各税法の定めるところに従つて算出すれば、これらがそれぞれ前記別表の各該当 欄記載のとおりの金額となることは計数上きわめて明らかというべきである。 結論

以上の次第であるから、原告に対して、前項末尾指摘の源泉所得税(本税合計金三九七万八七二九円)の納税告知処分及び右源泉所得税の不納付加算税(合計金三九 万五二〇〇円)の賦課決定処分をした被告の措置(すなわち、本件処分)になんら の違法の点もないことは明らかである。してみると、本件処分に違法のかどがあるとしてその取消しを求める原告の本訴請求はすべてその理由がないから、いずれも これを失当として棄却することとし、なお、訴訟費用の負担については行政事件訴訟法七条・民事訴訟法八九条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 服部正明 熊田士朗 嶋原文雄)

別表(省略)